

寡婦（夫）みなし適用届出書

年 月 日

袋井市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号
子の氏名

袋井市母子保健法施行細則第15条第3項及び第4項の規定により、寡婦又は寡夫のみ
なし適用を受けたいので、次のとおり添付書類を添えて届け出ます。

1 対象区分

該当する□にレ点を記入してください。

- ☐（1）婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないものの
うち、扶養親族その他その者と生計を一にする子（前年の所得が基礎控除額
以下である子）を有するもの
- ☐（2）（1）に掲げる者のうち、扶養親族である子を有し、かつ、前年の所得が
500万円以下であるもの
- ☐（3）婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないものの
うち、その者と生計を一にする子（前年の所得が基礎控除額以下である子）
を有し、前年の所得が500万円以下であるもの

2 添付書類

申請者及び子の戸籍全部事項証明書又はこれに代わる書類

（注）

- 1 前年の所得とは、地方税法第292条第1項第13号に規定する所得（総所得金額、
退職所得金額及び山林所得金額）の合計額となります。また、本事業の申請日が1
月から6月までの場合は、前々年の所得となります。
- 2 基礎控除額とは、所得税法第86条第1項の規定により控除される額（38万円）と
なります。
- 3 事業実施主体である袋井市が必要と認めた範囲において、児童扶養手当の支給に
関する情報や申請者及び対象となる子の課税状況等の寡婦（夫）とみなすために必
要な情報を関係部署に照会する場合があります。
- 4 本事業利用後において、申請内容に虚偽があった場合は、寡婦（夫）みなし適用
を取り消し、当該申請に基づき適用された利用料の減額分について全額返還いただ
くことになります。